

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税額等加算税賦課決定処分取消請求事件
国側当事者・国(東税務署長)
令和元年8月9日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	足立 政孝
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	東税務署長 木匠 正
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 東税務署長が平成28年6月27日付けで原告に対してした平成24年12月1日から平成25年11月30日まで及び同年12月1日から平成26年11月30日までの各事業年度に係る法人税の各加重算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 東税務署長が平成28年6月27日付けで原告に対してした平成24年12月1日から平成25年11月30日まで及び同年12月1日から平成26年11月30日までの各課税事業年度に係る復興特別法人税の各加重算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 東税務署長が平成28年6月27日付けで原告に対してした平成24年12月1日から平成25年11月30日まで及び同年12月1日から平成26年11月30日までの各課税期間に係る消費税及び地方消費税の各加重算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成24年12月1日～平成25年11月30日の期間(以下、法人税につき「平成25年11月期」と、復興特別法人税につき「平成25年11月課税事業年度」と、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)につき「平成25年11月課税期間」といい、これらを併せて「平成25年11月期」ということがある。他の期間についても同様である。)及び同年12月1日～平成26年11月30日の期間(平成26年11月期)に係る法人税、復興特別法人税及び消費税等につき、確定申告をしたところ、東税務署長から、原告の関連会社である株式会社B(以下「B社」という。)の従業員(当時)であり原告に派遣されていた乙(以下「乙」という。)がした架空仕入計上、売上過少計上及び架空減価償却費計

上を理由に、前記各期に係る各更正処分及び各重加算税賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をされたため、本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠（枝番の存するものは特記がない限り全枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告及び原告が属する企業グループの概要

ア 原告は、C社又はB社が医療機関に納入した医療機器等の保守・修理等を業とする株式会社であり、代表取締役の甲（以下「甲」という。）の親族が発行済株式総数の全てを保有する同族会社（法人税法2条10号所定の同族会社をいう。以下同じ。）であるところ、平成25年11月期及び平成26年11月期において、固有の従業員を有しておらず、B社の従業員が原告に派遣されその事務を兼務していた。（甲7、乙1～3）

イ B社は、医療機器・光学機器の販売等を業とする株式会社であり、その代表取締役である甲、原告及び原告の100%子会社である株式会社D等が発行済株式総数の約72%を保有する同族会社であり、原告、C株式会社（以下「C社」という。）等を関連会社とする企業グループ（以下「Bグループ」という。）の基幹法人である。（乙4、5）

また、B社は、平成25年及び平成26年当時、C社又はB社が医療機関に納入した高額医療機械であるE（Fロボット。以下「E」という。）等の保守・修理等の業務を発注し、さらに、原告から当該業務の発注を受けるなどしていた。

ウ C社は、理化学機器の販売等を業とする株式会社であり、B社が発行済株式総数の全てを保有する同族会社で、C社の代表取締役のうち1名は甲である。（乙8～10）

また、C社は、平成25年及び平成26年当時、原告から、C社又はB社が医療機関に納入したE等の保守・修理等の業務の発注を受けるなどしていた。

（2）乙の業務等

乙は、平成18年12月11日にB社に入社し、平成19年5月頃から平成27年5月頃の間、①原告の業務を兼務し、経理部門の責任者である丙（乙同様、B社から原告に派遣されていた。以下「丙」という。）の下で、経費等の支払依頼書の作成、原告の総勘定元帳（以下「元帳」という。）の記帳及び確定申告手続等の経理業務に従事するとともに、②C社の業務を兼務し、総勘定元帳の記帳、給与・賞与の振込等の経理業務に従事し、C社が給与の振込みに利用するG銀行大阪中央支店のC社名義の預金口座（以下「本件C第1口座」という。）からの給与振込みに関し、給与データの作成等の権限を与えられていた。（甲6、7、乙3、10～15）

（3）平成25年11月期の確定申告に至る経過等

ア 平成24年12月12日付け架空仕入計上

（ア）乙は、原告の仕入取引の事実が存しないにもかかわらず、平成24年12月12日付けで、元帳の「仕入高」勘定の摘要欄に「C株式会社 Eメンテナンス」と記帳して3500万円を計上した（以下「本件第1架空仕入計上」という。）。（乙16）

（イ）乙は、平成26年1月頃付けで、C社から原告に対して、前記（ア）の3500万円に消費税等相当額を加えた3675万円を請求する旨の架空請求書（以下「本件第1請求書」という。ただし、現存しない。）や当該金額に係る甲宛ての支払依頼書を作成し、丙を経由して甲にこれらを提出して決裁をさせた。前記請求額は、原告の他の経理担当者（乙同様、B社から原告に派遣されている者）により、同月29日、G銀行大阪

中央支店の原告名義の預金口座（以下「本件原告口座」という。）から本件C第1口座に振り込まれた。（乙12（資料18））

イ 平成25年10月29日付け架空仕入計上

（ア）乙は、原告の仕入取引の事実が存しないにもかかわらず、平成25年10月29日付けで、元帳の「仕入高」勘定の摘要欄に「C株式会社」と記帳して3633万3825円を計上した（以下「本件第2架空仕入計上」といい、本件第1架空仕入計上と併せて「本件各架空仕入計上」という。）。

（イ）乙は、平成25年10月頃付けで、C社から原告に対して、前記（ア）の3633万3825円に消費税等相当額を加えた3815万0516円を請求する旨の架空請求書（以下「本件第2請求書」という。ただし、現存しない。）や当該金額に係る甲宛ての支払依頼書を作成し、丙を経由して甲にこれらを提出して決裁をさせた。前記請求額は、原告の他の経理担当者（乙同様、B社から原告に派遣されている者）により、同月29日、本件原告口座からH銀行本郷支店のC社名義の預金口座（以下「本件C第2口座」という。）に振り込まれた。（乙12（資料15））

ウ 原告は、本件各架空仕入計上を含む乙が作成した会計データを基に、平成25年11月期の法人税、復興特別法人税及び消費税等の各確定申告書を作成し、法定申告期限までに、東税務署長に提出した。（乙24の1・3・5）

（4）平成26年11月期の確定申告に至る経過等

ア 売上過少計上

（ア）原告宛ての架空請求

乙は、原告に保守・修理等の業務の発注事実が存しないにもかかわらず、C社から原告宛ての次の各架空請求書を作成し（合計額5715万円）、当該各金額に係る甲宛て各支払依頼書を作成し、順次、丙を経由して甲に決裁をさせた。

a 平成26年3月頃付けで、保守・修理等の業務の内容不詳の代金として3900万円に消費税等相当額を加えた4095万円を請求する旨記載された請求書（以下「本件第3請求書」という。ただし、現存しない。）

b 平成26年8月30日付けで、「Eシステムメンテナンス」を品名とする数量一式の代金として1500万円に消費税等相当額を加えた1620万円を請求する旨記載された請求書（以下「本件第4請求書」という。）

そして、前記各請求額は、原告の他の経理担当者（乙同様、B社から原告に派遣されている者）により、本件第3請求書分については平成26年3月17日、本件第4請求書分については同年9月16日、それぞれ、本件原告口座から本件C第1口座に振り込まれた。

（以上につき、甲6、7、乙12（資料7、8、12、21））

（イ）原告に対する売上金の振込み

原告は、B社に対し、平成26年2月6日～同年9月4日の間に、B社から受注したEの保守業務に係る代金として、次の各金員の支払の請求をし、本件原告口座に次の各日に各金員（合計2億4906万6511円）の振込みを受けた（なお、同振込みに当たっては、当該各金員のほか、消費税等相当額及び修理代金等も合わせた額が振り込まれている。）。（乙17、18）

- ① 3月7日 7893万3284円
- ② 4月8日 8106万6616円
- ③ 10月10日 8906万6611円

(ウ) 原告の売上金の過少計上

乙は、前記(イ)①～③の各振込額に関し、次のとおり、その一部のみを元帳に記帳し、前記(イ)の各振込額の合計額(2億4906万6511円)と同記帳額の合計額(1億9506万6511円)との差額5400万円の保守業務に係る代金については元帳に記帳しなかった(以下「本件各売上過少計上」という。)。なお、この5400万円に消費税等相当額を加えた額は5715万円となり、これは、本件第3請求書及び本件第4請求書に係る架空請求合計額(前記(ア))と一致する。(乙19、20)

a ①について

平成26年1月31日、「修理売上」勘定に5893万3284円

b ②について

平成26年2月28日、「修理売上」勘定に6206万6616円

c ③について

平成26年8月31日、「売上高」勘定に7286万6611円

平成26年10月10日、「修理売上」勘定に120万円

イ 架空の減価償却費の計上

(ア) 乙は、原告に器具備品の購入事実が存しないにもかかわらず、平成26年7月30日付けで、元帳の「器具備品」勘定の摘要欄に「C株式会社 Eシステムメンテナンス用」と記帳して、3540万円を計上し(以下「本件架空器具備品計上」といい、これにより計上された架空の器具備品を「本件架空器具備品」という。)、同年11月30日付けで、本件架空器具備品に係る減価償却費491万1750円を元帳の「減価償却費」勘定に計上した(以下「本件架空減価償却費計上」という。)(乙21～23)

(イ) 乙は、平成26年7月20日頃、同日付けでC社が原告に対して「Eシステムメンテナンス一式」を品名とする代金として3540万円に消費税等相当額を加えた3823万2000円を請求する旨の架空請求書(以下「本件第5請求書」という。)や当該金額の支払を依頼する旨の支払依頼書を作成し、丙を経由して甲にこれらを提出して決裁をさせた。前記請求額は、原告の他の経理担当者(乙同様、B社から原告に派遣されている者)により、同月30日、本件原告口座から本件C第1口座に振り込まれた。

(乙12(資料1～3、6))

ウ 原告は、本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上を含む乙が作成した会計データを基に、平成26年11月期の法人税、復興特別法人税及び消費税等の各確定申告書を作成し、法定申告期限までに、東税務署長に提出した。(乙24の2・4・6)

(5) 乙の領得

乙は、本件第1請求書～本件第5請求書に基づいて本件C第1口座又は本件C第2口座に振り込まれた金員(前記(3)ア(イ)及びイ(イ)並びに(4)ア(ア)及びイ(イ))を、これらの口座に係るインターネットバンキングを利用して、乙の預貯金口座に送金するなどして領得した。(乙12(被害事実説明書))

(6) 本件各賦課決定処分及びその後の経過等

ア 東税務署長は、本件第1架空仕入計上、本件第2架空仕入計上、本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上の額を、それらが行われた日の属する事業年度の所得金額に加算すべきであるなどとして、平成28年6月27日付けで、原告に対し、別表1～3の各更正処分欄記載の法人税、復興特別法人税及び消費税等に係る各更正処分及び各重加算税賦課決定処分（本件各賦課決定処分）をした。（甲1、乙25）

イ 原告は、前記アの各処分につき、平成28年9月14日付けで再調査の請求をしたが、同年12月12日付けで東税務署長から再調査の請求を棄却する旨の決定を受け、さらに、同月27日付けで審査請求をした（ただし、平成25年11月課税期間及び平成26年11月課税期間の消費税等の各更正処分を除く。）が、平成29年12月1日付けで国税不服審判所長から審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月14日以降に、当該裁決に係る裁決書謄本を受領した。（甲2、乙26～28）

ウ 原告は、平成30年6月11日、本件各賦課決定処分の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張
別紙2「本件各賦課決定処分の根拠及び適法性」のとおり

3 争点

乙が行った①本件各架空仕入計上並びに②本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上
が、原告に係る平成25年11月期及び平成26年11月期の法人税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を「隠ぺいし、又は仮装し」た行為（国税通則法68条1項（平成28年法律第15号による改正前のものをいう。以下、同項につき同じ。）所定の行為。以下「隠蔽仮装行為」という。）に該当することは当事者間に争いが無い。

本件における争点は、乙による前記各計上行為（隠蔽仮装行為）を納税者本人である原告の行為と同視し、原告に対して本件各賦課決定処分を行うことができるか否かである。

なお、争点に関する被告の主張が認められた場合の税額算定過程等については、当事者間に争いが無い。

4 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点1（本件各架空仕入計上を原告の行為と同視することができるか否か）

（被告の主張の要旨）

ア 重加算税は、納税者が過少申告をするにつき隠蔽仮装行為という不正手段を用いていた場合に、悪質な態様による納税義務違反の発生を防止するものであるところ、法人たる納税者にあつては、申告に至るまでに関与する役員や従業員等の第三者について、その雇用契約等の原因関係上の手段を通じて、正しい申告が実現するよう監督すべき義務を負う。

そうすると、当該第三者が隠蔽仮装行為に及んだ結果、納税者本人が、当該第三者が隠蔽仮装行為を行うこと若しくは行ったことを認識したか、又はそれを予想、認識することができ、かつ、法定申告期限までに、隠蔽仮装行為を防止し、若しくは是正するか、又は隠蔽仮装行為に基づく過少申告を防止する措置を講ずることが可能であった場合には、納税者においてこれを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされた以上、当該隠蔽仮装行為を納税者本人の行為と同視することができ、重加算税を賦課することができる」と解される（以上につき、最高裁平成●●年（○○）第●●号

同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁（以下「最高裁平成18年判決」という。）参照。

イ 乙は、原告の経理業務全般及び申告業務を担当しており、Bグループの会社との取引に係る支払依頼書の作成・提出業務を行っていたほか、元帳の記帳業務を一人で行い、確定申告の基となる会計データを作成するという重要な業務に従事するとともに、C社の給与振込業務等も担当しており、インターネットバンキングを利用して、本件C第1口座からの給与振込手続を単独で行う権限も与えられていた。

乙は、本件において、本件第1請求書～本件第5請求書を利用した架空請求をした上で、インターネットバンキングを利用して本件C第1口座から自己の預金口座に振り込む方法により、原告の預金を横領したものであるところ、甲及び丙においては、前記のとおり広範な権限が乙に与えられていることから、その濫用のおそれが高いことについて、容易に認識することができた。

ウ 本件各架空仕入計上に係る本件第1請求書及び本件第2請求書や支払依頼書は、乙が作成した後、丙を経由して甲に提出され、その決裁を受けたと認められるところ、①これらに記載されていた物品は架空のものであった上に、その金額もそれぞれ3675万円及び3815万0516円と高額であり、②本件第1請求書及び本件第2請求書については、乙が架空請求に用いていた本件第4請求書及び本件第5請求書と同じ体裁であって、C社の正規の請求書（乙29（資料1））と書式等の体裁が大きく異なるものであったから、甲や丙は、本件第1請求書及び本件第2請求書を確認するなどすれば、①及び②の点について疑問を抱いて乙等に質問するなどして、本件各架空仕入計上を認識、予想することができた。

エ 平成24年11月にされた本件第1架空仕入計上の金額3500万円は、同月の月次仕入高の約99.8%に相当する金額であり、平成25年10月にされた本件第2架空仕入計上の金額3633万3825円は、同月の月次仕入高の約78%に相当する金額であり、本件第1、2架空仕入計上の合計額は、平成25年11月期の仕入高の約81%に相当する金額であり、平成23年11月期及び平成24年11月期の仕入高は約2.3～4.6倍に急増していたのであるから、甲や丙は、元帳や原告の損益計算書（以下「損益計算書」という。）における「仕入高」の金額を確認すれば、当該金額が極めて不自然であること及び乙が架空の仕入れを計上していることを容易に認識することができた。

加えて、本件第1架空仕入計上は、平成24年12月12日にされたものであるところ、本件第1請求書に基づく支払がされたのは1年以上も経過した平成26年1月29日のことであるから、平成25年11月期末の元帳の「買掛金」勘定にもそのまま計上されていたものと推認される。本件第1架空仕入計上の金額3500万円は、平成25年11月期の買掛金の約99.6%に相当する金額であり、これにより、平成25年11月期の買掛金は、平成23年11月期及び平成24年11月期の各買掛金の7.3倍以上に急増しており、この点からしても、甲や丙は、元帳や原告の貸借対照表（以下「貸借対照表」という。）における「買掛金」の金額等を確認すれば、乙が架空の仕入れを計上していることを容易に認識することができた。

オ 以上のとおり、甲や丙は、濫用のおそれが大きい権限を乙に委ねていることを容易に

認識し得たのであるから、乙の業務遂行に対する監督をより一層注意して行うべき立場にあったところ（前記イ）、本件第1、2架空仕入計上を認識、予想することができたということができ（前記ウ、エ）、これを認識、予想していれば、本件各架空仕入計上について是正することで、過少申告を防止することができたといえることができる。

したがって、本件各架空仕入計上は、原告の行為と同視することができる。

（原告の主張の要旨）

ア 従業員による隠蔽仮装行為を納税者によるものと同視することができるか否かは、①納税者の従業員が専ら自己の利益のみを図って隠蔽仮装行為をしたか、②当該従業員の納税者の内部における地位がどのようなものであったか等によって、異なり得るところであるところ、納税者が法人である場合、その経営に参画していた役員、一定の重要な経営上の権限を与えられていた従業員等による隠蔽仮装行為であれば、当該行為が専ら当該法人以外の者の利益を図るために行われ、その代表者が当該行為を知らなくとも、当該行為を法人の行為と同視して重加算税を賦課するものであり、このことは、経理担当者についても妥当する。

イ そこで、乙の原告における地位についてみると、乙が原告の経理担当者として従事した業務は、①修理メンテナンス業務の売上計上及び同業務に係るB社からの入金計上、②経費等の支払依頼、③仕訳業務、④確定申告書の提出業務（会計ソフトのデータを税理士に交付して決算処理を依頼し、税理士が行った処理に基づき確定申告書を作成して税務署に提出する。）という、いずれも経理処理の基本業務であるか単純作業であり、乙が、原告の経営に参画する地位にある者とはいえないことは明らかである。

ウ 前記イの点を置くとしても、次のとおり、本件各架空仕入計上は、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲がこれを認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

（ア）原告は、本件各架空仕入計上がされた平成25年11月期は、平成22年頃からのEのメンテナンス業務が増大していた時期と重なり、具体的には、修理メンテナンス関係のみの売上高だけでも、平成23年11月期が約4億4000万円、平成24年11月期が約5億5000万円、平成25年11月期が約6億4000万円と増加し、平成24年12月頃から、原告のみでは修理メンテナンス業務を遂行することが困難となったことから、C社に委託するに至っていたのであって、甲が、平成25年11月期の仕入高や買掛金の金額が不自然であると認識することは困難であった。

（イ）また、原告は、本件第1請求書及び本件第2請求書は、C社が立替経費の請求に用いる請求書（甲5）と同じ書式であったから、甲が、日々多数の請求書等を決裁する中で、本件第1請求書及び本件第2請求書を偽造であると判別することは容易ではなかつた。

（2）争点2（本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上を原告の行為と同視することができるか否か）

（被告の主張の要旨）

ア 本件各売上過少計上

（ア）本件各売上過少計上により生じた差額を移動させるために作成された本件第3請求書及び本件第4請求書や支払依頼書は、乙が作成した後、丙に提出され、その後、丙か

ら甲に提出されて決裁を受けているところ、①これらの請求書は、いずれも偽造のものであった上、これらに記載されていた品名は架空のものであり、金額も4095万円又は1620万円と高額で、②本件第3請求書及び本件第4請求書（いずれも体裁は同じであると推認される。）は、C社の正規の請求書（乙29（資料1））の書式等の体裁とは大きく異なるものであったから、甲及び丙は、本件第3請求書及び本件第4請求書を確認するなどすれば、①及び②の点について疑問を抱いて乙等に質問するなどして、本件各売上過少計上を認識、予想することができた。

（イ）また、本件各過少計上がされた結果、元帳の「当座預金」勘定と本件原告口座の金額は、平成26年3月7日以降、不一致が見られるようになっていたのであるから、甲や丙は、これらを確認、照合することで、乙が本件各売上過少計上をしていることを容易に認識、予想することができた。

イ 本件架空減価償却費計上

本件架空器具備品に係る本件第5請求書や支払依頼書は、乙が作成した後、丙に提出され、その後、丙から甲に提出されて決裁を受けているところ、①本件第5請求書は、偽造のものであった上、これに記載されていた品名は架空のものであり、金額も3823万2000円と高額で（平成26年11月期末のその元帳残高（3048万8250円）は同期末の工具器具備品全体額（3159万2345円）の約96%に相当する。）、当該全体額も、前年及び前々年と比較して15倍以上になっており、②本件第5請求書は、C社の正規の請求書（乙29（資料1））の書式等の体裁とは大きく異なるものであったから、甲及び丙は、本件第5請求書を確認するなどすれば、①及び②の点について疑問を抱いて乙等に質問するなどして、本件架空減価償却費計上を認識、予想することができた。

ウ 前記（1）（被告の主張の要旨）イのとおり、甲や丙は、濫用のおそれが大きい権限を乙に委ねていることを容易に認識し得たのであるから、乙の業務遂行に対する監督をより一層注意して行うべき立場にあったところ、甲や丙は、乙による平成26年11月期における本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上をいずれも認識、予想することができ（前記ア、イ）、これを認識、予想していれば、本件第1架空減価償却費計上については是正することで、過少申告を防止することができたといえることができる。

したがって、本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上は、原告の行為と同視することができる。

（原告の主張の要旨）

ア 乙が原告の経理担当者として従事した業務が、いずれも経理処理の基本業務であるか単純作業であり、乙が、原告の経営に参画する地位にある者とはいえないことは明らかであることは前記（1）（原告の主張の要旨）イのとおりであり、乙の平成26年11月期の隠蔽仮装行為（本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上に係るもの）を、原告によるものと同視することはできない。

イ 本件各売上過少計上

本件各売上過少計上は、次のとおり、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

(ア) 本件各売上過少計上は、①乙が平成25年11月期の本件各仕入計上とのつじつまを合わせるために実際よりも仕入高を減少させる会計処理が行われた結果、平成26年11月期の売上総利益は平成24年11月期よりも約2億円増加した中で行われたものであること、②本件第3請求書及び本件第4請求書は、C社が立替経費の請求に用いる請求書(甲5)と同じ書式であったことからすれば、甲が、本件第3請求書及び本件第4請求書の決裁を契機として、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった

(イ) また、元帳の「当座預金」の勘定の金額と本件原告口座の金額は平成26年3月7日以降に不一致が生じているものの、①本件第3請求書及び本件第4請求書に基づく振込送金の結果、同年4月10日に前記不一致は解消されていること、②乙は平成25年頃には脳梗塞を発症しており、甲は、乙が作成した月次試算表や元帳の仕訳作業等において生じている入力間違いや処理漏れは乙の脳梗塞によるものと理解し、期末には前記不一致が解消されたことから、正しい処理に修正されたものと理解していたのであって、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

ウ 本件架空減価償却費計上について

本件架空減価償却費計上は、次のとおり、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

(ア) Bグループの当時の事業規模が年商約200億円であったことからすれば、本件架空器具備品としての3500万円の金額が高すぎる金額ではなく、本件架空器具備品計上が、原告が平成22年に4600万円あまりで購入したEのデモ機がほとんど償却された時期と重なるもので、しかも、これより1000万円以上低額であったから、本件架空減価償却費計上を発見、阻止することは容易ではなかった。

(イ) また、本件第5請求書は、C社が立替経費の請求に用いる請求書(甲5)と同じ書式であったから、甲が、日々多数の請求書等を決裁する中で、本件第5請求書を偽造であると判別することは容易ではなかった。

第3 当裁判所の判断

1 判断枠組み

国税通則法68条1項は、過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し又は仮装し、その隠蔽し又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとしている。この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするにつき隠蔽又は仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を課することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。同項は、「納税者が(中略)隠ぺいし、又は仮装し」と規定し、隠蔽し、又は仮装する行為(隠蔽仮装行為)の主体を納税者としているのであって、本来的には、納税者自身による隠蔽仮装行為の防止を企図したものと解される。しかし、納税者以外の者が隠蔽仮装行為を行った場合であっても、それが納税者本人の行為と同視することができるときには、形式的にそれが納税者自身の行為でないというだけで重加算税の課税が許されないとすると、重加算

税制度の趣旨及び目的を没却することになる（最高裁平成18年判決参照）。

そして、納税者である法人において、その従業員が隠蔽仮装行為をし、その隠蔽仮装行為をしたところに基づき過少申告がされた場合であっても、当該法人は、雇用契約等に基づき、当該従業員に対して業務全般について広く指揮監督を行う権限を有することに鑑みれば、当該法人において、当該従業員に対する指揮監督を通じ、当該従業員の隠蔽仮装行為を認識し、又は認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたにもかかわらず、当該法人において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたときには、当該隠蔽仮装行為を納税者本人たる当該法人の行為と同視することができ、当該法人に対して重加算税を課することができるかと解するのが相当である。

2 認定事実

前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告における経理業務の体制等

原告には固有の社員がおらず、乙及び丙を含め、B社の社員等が原告の業務に従事し（前記前提事実1（1）ア）、丙が原告の経理部門の責任者であり、乙は、経理部門において丙の下で経理業務に従事していた。（甲6、7、弁論の全趣旨）

(2) 乙の原告における業務の内容等

乙は、原告において、平成19年5月頃～平成27年5月頃の間、次の経理業務に従事していた。（甲6、7、乙3、12～15）

ア 経費等の支払依頼書の作成

乙が、契約先から送付された請求書等の書類を基に、原告の代表者である甲宛ての支払依頼書を作成した上、丙に対し、請求書及び支払依頼書等を提出する。丙は、これらを確認して銀行所定の様式の振込依頼書を記載し、甲に対し、請求書及び支払依頼書を添付した上で振込依頼者の決裁を求め、甲の決裁を得た後、他の経理担当者に対し、甲の決裁を得た振込依頼書を用いて銀行における振込手続を行わせる。

イ 元帳の記帳

乙は、業務部門が作成した請求書控えや仕入れに係る支払請求書又は経費の証憑類等に基づき、会計ソフトを用いて元帳に日々の取引を入力して、会計データを作成するとともに、月次試算表を作成し、甲に提出していた。

ウ 確定申告手続

乙は、前記イの会計データを顧問税理士に提供し、原告の法人税等の確定申告書の作成を依頼し、作成された確定申告書を税務署長に提出することにより、確定申告をしていた。

(3) C社作成の原告宛て請求書の書式等

C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式は、「商品コード／商品名」欄、「型式」欄、「数量」欄、「単価」欄、「金額」欄等から構成される。（乙29）

(4) 本件第1請求書～本件第5請求書の書式等

ア 本件第1請求書～本件第5請求書の書式は、「品名」欄、「数量」欄、「単価」欄及び「金額」欄等から構成されるが、「商品コード／商品名」欄、「型式」欄等は存在しない（ただし、本件第1請求書～本件第3請求書は現存しない。）。（争いのない事実）

イ 本件第4請求書（乙12（資料7）、29（資料2））の記載内容等

本件第4請求書の「品名」欄のうち1行目には「Eシステムメンテナンス」、「数量」欄には「一式」、「金額」欄には1500万円との記載があり、「品名」欄のうち2行目には「消費税」、「金額」欄には120万円との記載がある。

ウ 本件第5請求書（乙12（資料1））の記載内容等

本件第5請求書の「品名」欄のうち1行目には「Eシステムメンテナンス」、「数量」欄には「一式」、「金額」欄には3540万円との記載があり、「品名」欄のうち2行目には「消費税」、「金額」欄には283万2000円との記載がある。

(5) 元帳等の記帳内容等

ア 損益計算書中の「仕入高」勘定（ただし、平成25年11月期については、「当期商品仕入高」勘定。以下同じ。）の金額（甲3、乙16）

(ア) 平成23年11月期 1370万1147円

(イ) 平成24年11月期 3800万1192円

(ウ) 平成25年11月期 8805万9593円

なお、前記金額には、本件各架空仕入計上に係る金額7133万3825円（消費税等相当額抜き）が含まれる。また、後記イの元帳の「仕入高」勘定と一致する。

イ 元帳の「仕入高」勘定の記帳内容等（乙16）

(ア) 平成24年12月の月次残高 3503万5050円

なお、前記金額には、本件第1架空仕入計上に係る金額3500万円（消費税等相当額抜き）が含まれる。

(イ) 平成25年10月の月次残高 4645万6135円

なお、前記金額には、本件第2架空仕入計上に係る金額3633万3825円（消費税等相当額抜き）が含まれる。

ウ 貸借対照表の「買掛金」勘定の記帳内容等（甲3、乙16）

(ア) 平成23年11月期末 499万9974円

(イ) 平成24年11月期末 74万8031円

(ウ) 平成25年11月期末 3688万2794円

なお、前記金額には、本件第1架空仕入計上に係る金額3500万円に消費税等相当額を加えた3675万円が含まれるが、同期末までに支払がされた本件第2架空仕入計上に係る金額は含まれない。

エ 元帳の本件原告口座に係る「当座預金」勘定の記帳内容等

①元帳の本件原告口座に係る「当座預金」勘定の「残高」と本件原告口座の実際の口座残高は、平成26年3月7日まで一致していたが、本件各売上過少計上の結果、同日より後、不一致が生じた。

そして、②本件各売上過少計上の結果、平成26年中の元帳の本件原告口座に係る「当座預金」勘定の「税区分 借方金額」と本件原告口座への実際の振込額（預金通帳（乙30）の「ご入金」）とは、次のとおり食い違った。

		前記「税区分 借方金額」	前記実際の振込額
3月	7日	6235万4987円	8335万4987円
4月	8日	6563万4185円	8558万4185円
10月	10日	8070万0005円	9690万0005円

(以上につき、乙18、30、31、弁論の全趣旨)

オ 貸借対照表中の「器具備品」勘定の金額(甲3、乙21)

- (ア) 平成23年11月期末 830万7150円
- (イ) 平成24年11月期末 167万8873円
- (ウ) 平成25年11月期末 203万4558円
- (エ) 平成26年11月期末 3159万2345円

なお、前記金額には、本件架空器具備品の期末簿価3048万8250円(当該取得価額3540万円から本件架空減価償却費計上に係る減価償却費491万1750円を控除した額)が含まれる。

3 争点1(本件各架空仕入計上を原告の行為と同視することができるか否か)について

(1) 検討

ア (ア)前記前提事実(2)並びに前記認定事実(1)及び(2)のとおり、乙は、原告において、経費等の支払依頼書の作成、元帳の記帳、確定申告手続等の業務を任せられるとともに、C社においては、総勘定元帳の記帳、給与・賞与の振込等の経理業務に従事していたのであるから、(イ)原告の代表者である甲は、乙が、(a)原告がC社との間で仕入取引をした旨の取引を装い、C社から原告宛ての架空請求書たる本件第1請求書及び本件第2請求書を作成し、事情を知らない丙及び甲をして振込の決裁等をさせ、元帳の「仕入高」勘定に計上する(本件各架空仕入計上)という隠蔽仮装行為を行うとともに、(b)自らがC社において経理業務を担当するなどC社の実状を把握している地位にあること等を利用して、C社に振り込まれた前記架空請求に係る代金を領得するという一連の行為(以下「本件第1隠蔽仮装・領得行為」という。)を実行し得ることについて、容易に予見することが可能であったというべきである。そうであるにもかかわらず、甲は、(ウ)請求書及び支払依頼書の内容を確認した上で振込依頼書の決裁を行う際、Bグループに属するC社から原告宛てに発行された請求書等については、請求書や支払内容を注意深く見ることすらなかった(乙13)というのであるから、(エ)乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われぬように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。

イ そして、前記認定事実(5)ア及びイによれば、①平成24年12月に行われた本件第1架空仕入計上の金額3500万円(消費税等相当額抜き)が元帳における同月の月次の「仕入高」勘定の金額3503万5050円に占める割合は約99.8%であり、平成25年10月に行われた本件第2架空仕入計上3633万3825円(消費税等相当額抜き)が元帳における同月の月次の「仕入高」勘定の金額4645万6135円に占める割合は約78%であり、また、本件各架空仕入れ計上の合計額7133万3825円(消費税等相当額抜き)が平成25年11月期末の元帳及び平成25年11月期の損益計算書における「仕入高」勘定の金額8805万9593円に占める割合は約81%であり、いずれも相当高い割合に上っているところ、②原告の平成25年11月期(末)の同金額8805万9563円は、平成23年11月期の同金額1370万1147円の約6.4倍、平成24年11月期の同金額3800万1192円の約2.3倍と急増している。さらに、前記認定事実(5)ウのとおり、本件第1架空仕入計上に関

し、平成25年11月期の損益計算書における「買掛金」勘定に、3675万円（消費税等相当額込み）が計上されていたところ、これは、③同期の買掛金3688万2794円の約99.6%を占めるとともに、④平成23年11月期末の同金額499万9974円の約7.3倍、平成24年11月期末の同金額74万8031円の約49.3倍に急増するものであって、平成25年11月期（末）における元帳及び損益計算書の「仕入高」勘定の金額並びに貸借対照表の「買掛金」勘定の金額が過去2年と比べて急増しており、不自然なものになっていたといえることができる。

ウ さらに、本件第1架空仕入計上の根拠となる本件第1請求書及び本件第2架空仕入計上の根拠となる本件第2請求書の書式についてみると、前記認定事実（3）及び（4）アによれば、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なり、「商品コード／商品名」欄、「型式」欄等がないこと等が認められ、一見して、書式が異なるものであることは明らかであった。

エ 前記ア～ウによれば、原告の代表者である甲は、（a）乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われぬように指揮監督の権限を行使すべきところ、これを行使することなく、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したのであるが（前記ア）、（b）仮に、[1] 振込依頼書の決裁等の際に、決裁のために添付された本件第1請求書及び本件第2請求書（乙により作成された架空請求書）の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていれば、その書式はC社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なるものであること（前記ウ）を容易に認識することができたし、[2] 乙から月次試算表の提出を受けた時点、平成25年11月期に係る確定申告をする時点等において、「仕入高」勘定の金額が記帳された元帳及び損益計算書や「買掛金」勘定の金額が記載された貸借対照表等の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていれば、平成25年11月期末の、平成25年11月期末における元帳の「仕入高」勘定の金額、貸借対照表の「買掛金」勘定の金額及び損益計算書の「仕入高」勘定の金額が相当高額であって、不自然なものになっていること（前記イ）を容易に認識することもできたことは明らかであって、（c）これらの認識を踏まえて、本件第1隠蔽仮装・領得行為の一環として行われた隠蔽仮装行為たる本件各架空仕入計上を容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたというべきである。そうであるにもかかわらず、原告において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたのであるから、本件各架空仕入計上は、納税者本人たる原告の行為と同視することができるものと解される。

（2）原告の主張に対する判断

原告は、次のとおり、本件各架空仕入計上は、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲がこれを認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった旨主張するので、以下検討する。

ア 原告は、本件各架空仕入計上がされた平成25年11月期は、平成22年頃からのEのメンテナンス業務が増大していた時期と重なり、具体的には、修理メンテナンス関係のみの売上高だけでも、平成23年11月期が約4億4000万円、平成24年11月期が約5億5000万円、平成25年11月期が約6億4000万円と増加し、平成24年12月頃から、原告のみでは修理メンテナンス業務を遂行することが困難となった

ことから、C社に委託するにまで至っていたのであって、甲が、平成25年11月期の仕入高や買掛金の金額が不自然であると認識することは困難であった旨主張する。

しかしながら、前記(1)イのとおり、本件各架空仕入が計上された平成25年11月期(末)における元帳及び損益計算書の「仕入高」勘定の金額並びに貸借対照表の「買掛金」勘定の金額は、過去2年と比べて急増しており、この増加の割合は、原告の主張する売上高の増加の割合と比べても著しく大きく、不自然なものであるというべきである。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

イ また、原告は、本件第1請求書及び本件第2請求書は、C社が立替経費の請求に用いる請求書(甲5)と同じ書式であったから、甲が、日々多数の請求書等を決裁する中で、本件第1請求書及び本件第2請求書を偽造であると判別することは容易ではなかった旨主張する。

しかしながら、東税務署の財務事務官作成の調査報告書(乙29)によれば、原告の経理担当者(乙同様、B社から原告に派遣されている者であると推認される。)が、本件第4請求書(乙12(資料7)、29(資料2))は、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるなどと申述していること、他方で、原告が指摘する前記請求書(甲5)は、C社からB社に宛てたものであって、原告宛てのものではないことに鑑みると、本件第1請求書及び本件第2請求書(現存しないものの、その書式は、本件第4請求書と同一である。)の書式は、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるというべきであるから、原告の前記主張は、その前提を誤るものである。

また、原告が主張するように、甲が日々多数の請求書等を決裁する必要があったとしても、甲が、他の従業員に指示するなどして、決裁文書の添付資料の真否、正確性等を担保する体制を構築することは十分可能であったというべきであり、結局は、甲において、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われないように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

(3) 小括

以上によれば、本件各架空仕入計上を原告本人の行為と同視することができ、これを前提としてされた本件各賦課決定処分のうち平成25年11月期に係る部分は、適法である。

4 争点2(本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上を原告の行為と同視することができるか否か)について

(1) 本件各売上過少計上について

ア 検討

(ア)(A)前記前提事実(2)並びに前記認定事実(1)及び(2)のとおり、乙は、原告において、経費等の支払依頼書の作成、元帳の記帳、確定申告手続等の業務を任せられるとともに、C社においては、総勘定元帳の記帳、給与・賞与の振込等の経理業務に従事していたのであるから、(B)原告の代表者である甲は、乙が、(a)後記(b)の領得行為の発覚を防ぐなどの目的で、本件原告口座に振り込まれた保守・修理等の業務に

係る代金額の一部を元帳に記帳しないにおいて（本件各売上過少計上。隠蔽仮装行為。前記前提事実（４）ア（イ）、（ウ）、（b）原告がC社に保守・修理等の業務を発注した旨の取引を装い、C社から原告宛での架空請求書たる本件第3請求書及び本件第4請求書（本件各売上過少計上に対応する金額のもの）を作成し、事情を知らない丙及び甲をして振込の決裁等をさせる（同（ア））とともに、自らがC社において経理業務を担当するなどC社の実状を把握している地位にあること等を利用して、C社に振り込まれた前記架空請求に係る代金を領得する（同（ア）、同（５））という一連の行為（以下「本件第2隠蔽仮装・領得行為」という。）を実行し得ることについて、容易に予見することが可能であったというべきである。そうであるにもかかわらず、甲は、（C）請求書及び支払依頼書の内容を確認した上で振込依頼書の決裁を行う際、Bグループに属するC社から原告宛てに発行された請求書等については、請求書や支払内容を注意深く見ることすらなく（乙13）、また、本件原告口座に振り込まれた保守・修理等の業務に係る代金額と元帳への記帳内容との照合すらしていないことがうかがわれるのであるから、（D）乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われぬように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。

- （イ）前記認定事実（５）エのとおり、①元帳の本件原告口座に係る「当座預金」勘定の「残高」と本件原告口座の実際の口座残高は、平成26年3月7日まで一致していたが、本件各売上過少計上の結果、同日より後、不一致が生じ、②本件各売上過少計上の結果、平成26年中の元帳の本件原告口座に係る「当座預金」勘定の「税区分 借方金額」と本件原告口座への実際の振込額（預金通帳（乙30）の「ご入金」）とは、食い違った。
- （ウ）また、本件各売上過少計上に関連する本件第3請求書及び本件第4請求書の書式についてみると、前記認定事実（3）及び（4）によれば、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なり、「商品コード／商品名」欄、「型式」欄等がないこと等が認められ、一見して、書式が異なるものであることは明らかであった。
- （エ）前記（ア）～（ウ）によれば、原告の代表者である甲は、（a）乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われぬように指揮監督の権限を行使すべきところ、これを行使することなく、乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したのであるが（前記（ア））、（b）仮に、[1]振込依頼書の決裁等の際に、決裁のために添付された本件第3請求書及び本件第4請求書（乙により作成された架空請求書）の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていれば、その書式はC社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なるものであること（前記（ウ））を容易に認識することができたし、[2]乙から月次試算表の提出を受けた時点、平成26年11月期に係る確定申告をする時点等において、元帳の本件原告口座に係る「当座預金」勘定の記帳内容と本件原告口座の実際の振込み・残高の状況とを照合するなどしていれば、元帳の記帳内容の不自然さ（前記（イ））を容易に認識することもできたことは明らかであって、（c）これらの認識を踏まえて、本件第2隠蔽仮装・領得行為の一環として行われた隠蔽仮装行為たる本件各売上過少計上を容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたというべきで

ある。そうであるにもかかわらず、原告において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたのであるから、本件各売上過少計上は、納税者本人たる原告の行為と同視することができるものと解される。

イ 原告の主張に対する判断

原告は、本件各売上過少計上は、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であったとして、次の２点（ア）及び（イ）を主張するので、検討する。

（ア）原告は、本件各売上過少計上は、①乙が平成２５年１１月期の本件各仕入計上とのつじつまを合わせるために実際よりも仕入高を減少させる会計処理が行われた結果、平成２６年１１月期の売上総利益は平成２４年１１月期よりも約２億円増加した中で行われたものであること、②本件第３請求書及び本件第４請求書は、Ｃ社が立替経費の請求に用いる請求書（甲５）と同じ書式であったことからすれば、甲が、本件第３請求書及び本件第４請求書の決裁を契機として、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった旨主張する。

しかしながら、東税務署の財務事務官作成の調査報告書（乙２９）によれば、原告の経理担当者（乙同様、Ｂ社から原告に派遣されている者であると推認される。）が、本件第４請求書（乙１２（資料７）、２９（資料２））は、Ｃ社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるなどと申述していること、他方で、原告が指摘する前記請求書（甲５）は、Ｃ社からＢ社に宛てたものであって、原告宛てのものではないことに鑑みると、本件第３請求書及び本件第４請求書（本件第３請求書は現存しないものの、その書式は、本件第４請求書と同一である。）の書式は、Ｃ社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるというべきであるから、原告の前記②の主張は、その前提を誤るものである。

また、原告が前記①及び②のとおり主張する点を考慮しても、甲が、他の従業員に指示するなどして、決裁文書の添付資料の真否、正確性等を確保する体制を構築することは十分可能であったというべきであり、結局は、甲において、乙により本件第２隠蔽仮装・領得行為が行われぬように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第２隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

（イ）また、原告は、元帳の「当座預金」の勘定の金額と本件原告口座の金額は平成２６年３月７日以降に不一致が生じているものの、①本件第３請求書及び本件第４請求書に基づく振込送金の結果、同年４月１０日に前記不一致は解消されていること、②乙は平成２５年頃には脳梗塞を発症しており、甲は、乙が作成した月次試算表や元帳の仕訳作業等において生じている入力間違いや処理漏れは乙の脳梗塞によるものと理解し、期末には前記不一致が解消されたことから、正しい処理に修正されたものと理解していたのであって、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった旨主張する。

しかしながら、元帳の本件原告口座に係る「当座預金」勘定の記帳内容と本件原告口座の実際の振込み・残高の状況とを照合するなどして、元帳の適正な記帳を初め会計処

理の適正の確保を自ら図る、又は他の従業員に指示してこれを図らしめるべきことは、株式会社たる原告の代表者として当然の責務である。そして、原告が前記のとおり主張する点を考慮しても、甲が、他の従業員に指示するなどして、元帳の適正な記帳を初め会計処理の適正を確保する体制を構築することは十分可能であったというべきであり、結局は、甲において、乙により本件第2 隠蔽仮装・領得行為が行われないように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第2 隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

(2) 本件架空減価償却費計上について

ア 検討

(ア) (A) 前記前提事実(2)並びに前記認定事実(1)及び(2)のとおり、乙は、原告において、経費等の支払依頼書の作成、元帳の記帳、確定申告手続等の業務を任せられるとともに、C社においては、総勘定元帳の記帳、給与・賞与の振込等の経理業務に従事していたのであるから、(B)原告の代表者である甲は、乙が、(a)原告がC社から備品を購入した旨の取引を装い、C社から原告宛ての架空請求書たる本件第5請求書を作成し、事情を知らない丙及び甲をして振込の決裁等をさせ、架空の備品を元帳の「器具備品」勘定に計上した上、当該備品に係る架空の減価償却費を計上する(本件架空減価償却費計上)という隠蔽仮装行為を行うとともに、(b)自らがC社において経理業務を担当するなどC社の実状を把握している地位にあること等を利用して、C社に振り込まれた前記架空請求に係る代金を領得するという一連の行為(以下「本件第3 隠蔽仮装・領得行為」という。)を実行し得ることについて、容易に予見することが可能であったというべきである。そうであるにもかかわらず、甲は、(C)請求書及び支払依頼書の内容を確認した上で振込依頼書の決裁を行う際、Bグループに属するC社から原告宛てに発行された請求書等については、請求書や支払内容を注意深く見ることすらなかった(乙13)というのであるから、(D)乙により本件第3 隠蔽仮装・領得行為が行われないように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第3 隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。

(イ)そして、前記認定事実(5)オによれば、①本件架空器具備品の平成26年11月期末の簿価は3048万8250円であり、同期末の元帳及び貸借対照表における「器具備品」勘定の金額3159万2345円の約96%を占めるとともに、②平成26年11月期末の同金額は、平成23年11月期末の同金額830万7150円の約3.7倍、平成24年11月期の同金額167万8873円の約18.8倍、平成25年11月期の同金額203万4558円の約15.5倍に急増していたということができ、平成26年11月期末の元帳及び貸借対照表における「器具備品」勘定の金額が過去3年と比べて相当高額であって、不自然なものになっていたとすることができる。

(ウ)また、本件架空器具備品計上の根拠となる本件第5請求書の書式についてみると、前記認定事実(3)及び(4)イによれば、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なり、「商品コード/商品名」欄、「型式」欄等がないこと等が認められ、一見して、書式が異なるものであることは明らかであった。

(エ) 前記 (ア) ~ (ウ) によれば、原告の代表者である甲は、(a) 乙により本件第3 隠蔽仮装・領得行為が行われないうに指揮監督の権限を行使すべきところ、これを行使することなく、乙により本件第3 隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したのであるが (前記 (ア))、(b) 仮に、[1] 振込依頼書の決裁等の際に、決裁のために添付された本件第5 請求書 (乙により作成された架空請求書) の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていけば、その書式はC社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なるものであること (前記 (ウ)) を容易に認識することができたし、[2] 乙から月次試算表の提出を受けた時点、平成26年11月期に係る確定申告をする時点等において、「器具備品」勘定の金額が記帳された元帳や貸借対照表等の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていけば、平成26年11月期末の「器具備品」勘定の金額が過去3年と比べて相当高額であって、不自然なものになっていること (前記 (イ)) を容易に認識することもできたことは明らかであって、(c) これらの認識を踏まえて、本件第3 隠蔽仮装・領得行為の一環として行われた本件架空器具備品計上及びこれに基づく隠蔽仮装行為たる本件架空減価償却費計上を容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたというべきである。そうであるにもかかわらず、原告において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたのであるから、本件架空減価償却費計上は、納税者本人たる原告の行為と同視することができるものと解される。

イ 原告の主張に対する判断

原告は、本件架空減価償却費計上は、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であったとして、次の2点 ((ア) 及び (イ)) を主張するので、検討する。

(ア) 原告は、Bグループの当時の事業規模が年商約200億円であったことからすれば、本件架空器具備品としての3500万円の金額が高すぎる金額ではなく、本件架空器具備品計上が、原告が平成22年に4600万円あまりで購入したEのデモ機がほとんど償却された時期と重なるもので、しかも、これより1000万円以上低額であったから、本件架空減価償却費計上を発見、阻止することは容易ではなかつた旨主張する。

しかしながら、前記 (1) イのとおり、元帳及び貸借対照表においては、本件架空器具備品計上は平成26年11月期末の「器具備品」勘定にされており、その額が平成23年11月期~平成25年11月期の同勘定の額と比較して相当高額であって不自然なものになっており、このことは、「器具備品」勘定の金額が記帳された元帳や貸借対照表等の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていけば、容易に認識することができたことは明らかである。そして、原告の主張する原告を含むBグループの年商が多額であること等の事情が、前記認定説示を左右するものということとはできない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

(イ) また、原告は、本件第5 請求書は、C社が立替経費の請求に用いる請求書 (甲5) と同じ書式であったから、甲が、日々多数の請求書等を決裁する中で、本件第5 請求書を偽造であると判断することは容易ではなかつた旨主張する。

しかしながら、東税務署の財務事務官作成の調査報告書 (乙29) によれば、原告の経理担当者 (乙同様、B社から原告に派遣されている者であると推認される。) が、本

件第4請求書（乙12（資料7）、29（資料2））は、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるなどと申述していること、他方で、原告が指摘する前記請求書（甲5）は、C社からB社に宛てたものであって、原告宛てのものではないことに鑑みると、本件第5請求書の書式は、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるというべきであるから、原告の前記主張は、その前提を誤るものである。

また、原告が主張するように、甲が日々多数の請求書等を決裁する必要があったとしても、甲が、他の従業員に指示するなどして、決裁文書の添付資料の真否、正確性等を担保する体制を構築することは十分可能であったというべきであり、結局は、甲において、乙により本件第3隠蔽仮装・領得行為が行われないように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行わせることなく、乙により本件第3隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものといわざるを得ない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

（3）小括

以上によれば、本件各売上過少計上及び本件架空減価償却費計上を原告の行為と同視することができ、これを前提としてされた本件各賦課決定処分のうち平成26年11月期に係る部分は、適法である。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 三輪 方大

裁判官 黒田 吉人

裁判官 山崎 岳志

(別紙1)

指定代理人目録

大島 憲太郎、東 正幸、市谷 諭史、川城 明彦、平山 峻次

以上

本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 法人税に係る重加算税額

(1) 平成25年11月期 636万6500円

前記金額は、平成25年11月期に係る更正処分により納付すべき法人税額1819万円(甲1の1・1枚目(20欄)。別表1の更正処分欄の差引所得に対する法人税額から確定申告欄の差引所得に対する法人税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成26年11月期 464万4500円

前記金額は、平成26年11月期に係る更正処分により納付すべき法人税額1327万円(甲1の2・1枚目(20欄)。別表1の更正処分欄の差引所得に対する法人税額から確定申告欄の差引所得に対する法人税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

2 復興特別法人税に係る重加算税額

(1) 平成25年11月課税事業年度 63万3500円

前記金額は、平成25年11月課税事業年度に係る更正処分により納付すべき復興特別法人税額181万円(甲1の3・1枚目(12欄)。別表2の更正処分欄の差引復興特別法人税額から確定申告欄の差引復興特別法人税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成26年11月課税事業年度 46万2000円

前記金額は、平成26年11月課税事業年度に係る更正処分により納付すべき復興特別法人税額132万円(甲1の4・1枚目(12欄)。別表2の更正処分欄の差引復興特別法人税額から確定申告欄の差引復興特別法人税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

3 消費税等に係る重加算税額

(1) 平成25年11月課税期間 124万6000円

前記金額は、平成25年11月課税期間に係る更正処分により納付すべき消費税等税額356万円(甲1の5・1枚目(13+19欄)。別表3の更正処分欄の消費税及び地方消費税の合計税額から確定申告欄の消費税及び地方消費税の合計税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成26年11月課税期間 209万3000円

前記金額は、平成26年11月課税期間に係る更正処分により納付すべき消費税等額598万円(甲1の6・1枚目(13+19欄)。別表3の更正処分欄の消費税及び地方消費税の合計税額から確定申告欄の消費税及び地方消費税の合計税額を差し引いた金額。ただ

し、国税通則法 118 条 3 項に基づき 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。) に 100 分の 35 の割合を乗じて算出した金額である。

以上

課税の経緯（法人税）

【単位：円】

区分 項目		確定申告	更正処分	再調査の請求	再調査の請求決定	審査請求	裁決
平成 25 年 11 月 期	年月日	平成26年1月29日	平成28年6月27日	平成28年9月14日	平成28年12月12日	平成28年12月27日	平成29年12月1日
	所得金額	476,026,606	547,360,522	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	法人税額	120,546,630	138,736,800				
	控除所得税額等	10,924	10,924				
	差引所得に対する 法人税額	120,535,700	138,725,800				
	重加算税の額	—	6,366,500				
平成 26 年 11 月 期	年月日	平成27年1月26日	平成28年6月27日	平成28年9月14日	平成28年12月12日	平成28年12月27日	平成29年12月1日
	所得金額	687,108,968	739,178,718	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	法人税額	174,372,540	187,650,390				
	控除所得税額等	22,504	22,504				
	差引所得に対する 法人税額	174,350,000	187,627,800				
	重加算税の額	—	4,644,500				

別表2 省略

課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

区分 項目		確定申告	更正処分	再調査の請求	再調査の請求決定	審査請求	裁決				
平成 25 年 11 月 課 税 期 間	年月日	平成26年1月29日	平成28年6月27日	平成28年9月14日	平成28年12月12日	平成28年12月27日	平成29年12月1日				
	消費 税	課税標準額	786,998,000	786,998,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却			
		消費税額	31,479,920	31,479,920							
		控除対象仕入税額	8,089,704	5,236,351							
		差引税額	23,390,200	26,243,500							
	地方 消費 税	課税標準となる 消費税額	23,390,200	26,243,500							
		譲渡割額	5,847,500	6,560,800							
	消費税及び地方消費税 の合計税額		29,237,700	32,804,300							
	重加算税の額		—	1,246,000							
	平成 26 年 11 月 課 税 期 間	年月日	平成27年1月26日	平成28年6月27日					平成28年9月14日	平成28年12月12日	平成28年12月27日
消費 税		課税標準額	905,388,000	959,388,000					全部取消し	棄却	全部取消し
		消費税額	48,682,486	51,187,486							
		控除対象仕入税額	7,647,166	5,417,838							
		差引税額	41,035,300	45,769,600							
地方 消費 税		課税標準となる 消費税額	41,035,300	45,769,600							
		譲渡割額	10,808,200	12,054,800							
消費税及び地方消費税 の合計税額		51,843,500	57,824,400								
重加算税の額		—	2,093,000								